

《精神の障害》

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

表面

①欄
 障害年金の支給を求める傷病名を記入します。該当するICD-10コードも必ず記入してください。
 例：高次脳機能障害
 ICD-10コード(F04、F06、F07)

⑦欄
 特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますので、本人や家族などの話をできるだけ詳しく記入してください。

⑩ア欄
 該当する病状または状態像の番号を○で囲んでください。

- 注意事項
- VI 「てんかん発作のタイプ」
 てんかん発作がある場合は、以下の発作のタイプ(A～D)のいずれかを○で囲んでください。
 A：意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
 B：意識障害の有無を問わず、転倒する発作
 C：意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
 D：意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- VII 「高次脳機能障害」
 失語の症状について審査を希望される場合は、言語機能の障害用(様式第120号の2)の診断書が必要になります。

(精) 国民年金 厚生年金保険 診断書 (精神の障害用) 様式第120号の4

氏名 (フナゴト)	生年月日	昭和 年 月 日 生 (歳)	性別	男・女
住所	〒	市	区	町
① 障害の原因となった傷病名 ICD-10コード	② 傷病の発生日	昭和 年 月 日	③ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	本人の申立 時職業
④ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑤ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑥ 既往障害	
⑦ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑧ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑨ 既往障害	
⑧ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑨ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑩ 既往障害	
⑨ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑩ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑪ 既往障害	
⑩ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑪ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑫ 既往障害	
⑪ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑫ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑬ 既往障害	
⑫ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑬ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑭ 既往障害	
⑬ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑭ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑮ 既往障害	
⑭ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑮ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑯ 既往障害	
⑮ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑯ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑰ 既往障害	
⑯ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑰ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑱ 既往障害	
⑰ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑱ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	⑲ 既往障害	
⑲ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	⑳ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㉑ 既往障害	
㉑ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㉒ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㉓ 既往障害	
㉓ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㉔ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㉕ 既往障害	
㉕ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㉖ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㉗ 既往障害	
㉗ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㉘ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㉙ 既往障害	
㉙ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㉚ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㉛ 既往障害	
㉛ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㉜ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㉝ 既往障害	
㉝ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㉞ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㉟ 既往障害	
㉟ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㊱ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㊲ 既往障害	
㊲ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㊳ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㊴ 既往障害	
㊴ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㊵ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㊶ 既往障害	
㊶ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㊷ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㊸ 既往障害	
㊸ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㊹ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㊺ 既往障害	
㊺ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㊻ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㊼ 既往障害	
㊼ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㊽ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㊾ 既往障害	
㊾ 傷病が治った(症状が安定した)日	平成 年 月 日	㊿ 傷病で確認 本人の申立て (年 月 日)	㊿ 既往障害	

本人の障害の程度及び状態は無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

③欄
 ①の傷病のために初めて医師の診療を受けた日を記入します。診療録で初診が確認できるときは、「診療録で確認」を○で囲んでください。確認できないときは、「本人の申立て」を○で囲み、申立て年月日を記入してください。

初診年月日と現症日の記入漏れがないようお願いします。

⑩イ欄
 ア欄の程度、症状およびそれらの症状に伴う日常生活や労働に関する制限について具体的に記入してください。また、投薬治療を行っているときは、処方薬名や用量なども記入してください。

《お願い》
 この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。
 過去の障害の状態については、当時の診療録に基づいて記入してください。
 診断書に記入漏れや疑義がある場合は、作成された医師に照会することがありますので、ご了承ください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

⑩ウ欄 (2. 日常生活能力の判定)

日常生活能力の判定は、保護的環境下ではなく、一人で生活している場合を想定して判断してください。(1)～(7)の項目に判断の基準となる例を記載していますので参考にして、該当する項目の口に✓印(チェック)を付けてください。

●ここで言う「行わない」は、障害の性質上の行動であり、性格や好き嫌いなどで行わないことは含みません。

⑩エ欄

本人や家族などから聴き取りができた場合は、できるだけ記入してください。

⑫欄

診断時に判断できない場合は、「不詳」と記入してください。

⑬欄

①欄に神経症圏(ICD-10コードがF4)の傷病名を記入した場合に、「統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、その病態とICD-10コードを記入してください。

病院または診療所の名称だけではなく、所在地も忘れずに記入してください。

<p>ク 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況</p> <p>(ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを○で囲んでください。)</p> <p>入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他()</p> <p>(施設名 同居者の有無(有・無))</p> <p>(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者と対人関係についても具体的に記入してください。)</p>	<p>3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを○で囲んでください。)</p> <p>※日常生活能力を判断する際は、知的障害(知的障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害)</p> <p>(1) 精神障害(病的体験・発達症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通に行っている。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通に行っているが、社会生活には、援助が必要である。</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのことほとんどできないため、常時の援助が必要である。</p>
<p>2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。)</p> <p>2 判断にあたっては、療育で生活するとしたら可能かどうか判断してください。</p> <p>(1) 適切な食事— 配膳などの準備も含めて適切なバランスよく摂ることがほぼできるなど。</p> <p>(2) 身辺の清潔保持— 洗面、入浴等の身体の衛生(歯垢や着替え等)ができる。また、居室の清掃や片付けができるなど。</p> <p>(3) 金銭管理と買い物— 金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物ができるが時</p>	<p>(1) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通に行っているが、社会生活には、援助が必要である。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通に行っているが、社会生活には、援助が必要である。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのことほとんどできないため、常時の援助が必要である。</p>
<p>(4) 通院と服薬(薬・不薬)— 定期的に通院や服薬を行い、病状等を医師等に伝えることができるなど。</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係— 他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。</p> <p>(6) 身辺の安全保持及び危険対応— 事故等の危険から身を守る能力がある。遠慮と異なる事象に合った時に他人に援助を求めるなどを含めて、事象に対応することができるなど。</p> <p>(7) 社会性— 銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。</p>	<p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通に行っている。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通に行っているが、社会生活には、援助が必要である。</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのことほとんどできないため、常時の援助が必要である。</p>
<p>ニ 現在の就労状況</p> <p>○勤務先()</p> <p>○雇用体系()</p> <p>○勤続年数()</p> <p>○ひと月の給与()</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見(神経学的所見を含む。)</p> <p>カ 臨床検査(心電図・脳波検査、知能検査の場合は、知能指数、精神年齢を記入してください。)</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、更生生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)</p>
<p>⑬ 現在の日常生活能力及び労働能力(必ず記入してください。)</p> <p>予後(必ず記入してください。)</p> <p>備考</p>	
<p>上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日</p> <p>病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 医師氏名 印</p>	

⑩ウ欄 (3. 日常生活能力の程度)

日常生活能力の程度は、知的障害以外の精神疾患であれば(精神障害)欄の、知的障害であれば(知的障害)欄の(1)～(5)のいずれかを○で囲んでください。発達障害については、知的障害と同様の症状が顕著にあらわれている場合は(知的障害)欄に記入していただいても構いません。

●日常生活能力の程度を判断するに当たっては、各項目の下部に記載している例を参考にして、生活全般を総合的に判断してください。

⑩カ欄

知的障害や発達障害の場合は、知能指数および精神年齢を必ず記入してください。また、認知障害の場合は、認知検査をされているときは、その結果を記入してください(判定の参考にします)。

⑩キ欄

障害者自立支援法による障害福祉サービスなどを利用しているときは、その種類や内容について記入してください。

てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害などは、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などでそれぞれの疾患の専門医師として従事している方であれば、精神科の医師でなくても診断書を作成できます。